

## 「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価	<p>化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、これまでに10回の調査審議を行っている。</p> <p>同ワーキンググループにおいては、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度をハイリスクグループ（胎児、小児、妊婦、授乳する女性及び妊娠可能な年齢層の女性）で4<math>\mu</math>g/dL、ハイリスクグループを除く成人で10<math>\mu</math>g/dLに設定することとされ、平成24年3月に化学物質・汚染物質専門調査会幹事会に一次報告があった。その際、今後、血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討することとなった。</p>
〃	「アルミニウム」に関する食品健康影響評価	<p>平成23年度から食品健康影響評価技術研究事業において「食品中のアルミニウムの神経発達系への影響など、新生児発育に対するリスク評価研究」を実施したところである。</p> <p>アルミニウムを含有する食品添加物「硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム」については、平成29年8月までの添加物専門調査会での審議を経て評価書（案）が取りまとめられた。汚染物質を含め他のばく露要因等の知見も収集した上で、準備が整い次第、審議を開始する予定。</p>
26年度	「フモニシン」に関する食品健康影響評価【評価終了】	<p>平成27年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実態調査を実施した。</p> <p>平成29年9月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>
27年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価	<p>平成29年10月にアレルゲンを含む食品に関するワーキンググループを新たに設置した。また、食品健康影響評価技術研究事業を活用し、アレルゲンを含む食品に関する評価指針のたたき台を作成するための調査審議を行っている。加えて、食品安全確保総合調査事業を活用し、卵及び乳のアレルギーに関する科学的知見を収集している。</p>